

○農林水産省告示第千七百九十四号
植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年九月二十三日農林水産省告示第千八百一十七号(ジャガイモシロシステムの緊急防除に関する告示)の一部を次のように改正する。

令和二年九月十六日

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

別表 (第二条関係)	改	正		後
		市 町 村	防 除 区 域	
北海道	網走市		稻富(藻琴川以西の地域並びに九番二、五及び六、十一番一から四まで、十二番一から四まで、十三番一から七まで、十四番一から十まで、十五番二から四まで、十六番二及び四から六まで、十七番、十八番一及び二、十九番一及び二、二十番、二十二番二及び三、二十三番一から四まで、二十五番から三十一番まで、三十二番一及び三、三十三番一及び二、四十一番二、百七番二、百八番、百八番一、百九番、百九番二、百十番、百十一番、六百七十五番一及び二、六百七十七番一から五まで、六百七八番、六百七十九番一から四まで、六百九十二番一から四まで、七百三十番から七百三十二番まで、二万十四番、二万五千九番、二万五千十番、三万八番並びに三万九番を除く)、音根内(二百三十三番、一百三十七番一から六まで、二百三十八番一から五まで、二百三十九番一及び四から二十一まで二百四十番一及び三から七まで、二百四	

別表 (第二条関係)	改	正		前
		市 町 村	防 除 区 域	
北海道	網走市		稻富、音根内、昭和、豊郷、中園、鱗浦、実豊、藻琴及び山里	

農林水産大臣 江藤 拓

十五番一及び二、二百四十六番一から三まで、
三百四十七番一から六まで、二百四十八番、
二百四十九番一及び二、二百五十番、から三
十四まで、二百五十一番一から四まで、六か
ら二十二まで及び二十五から六十六まで、二
百五十二番一から三まで、五及び九から十八
まで、二百五十三番一から七まで及び十から
二十九まで、二百五十四番一から四まで、六
八及び十一、二百六十四番、二百六十四番二、
二百六十五番一から三まで、二百六十六番一
から六まで、八及び十六、二百六十七番一か
ら三まで及び五、二百六十八番一から五まで、
七から二十三まで、二十六から三十一まで及
び三十三から四十一まで、二百六十九番一か
ら三十五まで、二百七十番一から二十一まで、
二百七十一番一から四まで、二百七十二番一
から四まで、二百七十三番一から三まで、二
百七十四番一及び二、二百七十五番、二百七
十六番一から四まで、二百七十七番、二百七
十七番二、二百七十八番一から三まで、二百
七十九番一及び二、二百八十番一から十一ま
で、二百八十一番一から九まで、二百八十二
番、二百八十二番二から五まで、二百八十三
番一から四まで、二百八十四番一及び二、二
百八十五番、二百八十六番一から六まで、二
百八十七番二、二百八十八番一から四まで、
二百八十九番、二百八十九番二から六まで、
二百九十分一、二及び六から八まで、二百九
十一番一及び四から六まで、二百九十二番一
及び三、二百九十三番一、二百九十四番一か
ら三まで、二百九十五番一、二百九十六番一
から三まで及び五、二百九十七番一及び二、
二百九十八番、二百九十九番一、二、四及び
五、三百四十五番一及び四から六まで、三百
百三十四番、四百五十六番から四百五十八番
まで、二万八番、二万十三番、二万十八番、
三万十九番、二万五千二十一番、二万五千二
十四番、二万五千二十五番、三万百番、三万

斜里郡斜里町	(略)	百一一番、三万百三番、三万百六番、三万百七番並びに三万五千七番に限る。)、昭和、豊郷 豊郷川以西の地域及び豊郷川との合流点下 流の鶴浦川以西の地域を除く。)、実豊(百八十 番、百八十一番二、百八十二番、百八十七 番一及び四、百八十八番、百八十九番一及び 八、百九十番一から三まで、七及び八、百九 十一番一から三まで及び六から十三まで、百 九十二番一及び四から七まで、百九十三番一、 百九十九番一、二及び七から十一まで、二百 番一及び二、二百一番一及び二、二百二番一 二百三番一及び二、二百四番一及び二、二百 五番、二百六番一から三まで、二百七番一か ら三まで、二百八番一、三及び四、二百九番 一、四、五、七及び十、五百五十二番一、五 百五十三番、五百五十四番、五百五十五番一、 五百七十番、六百九十七番、一万五千七番か ら一万五千九番まで並びに三万十七番に限 る。)、藻琴及び山里
斜里郡斜里町	(略)	以久科北、川上、豊倉、美咲及び来運(八十 八番二、三、五から七まで、九及び十二から 十五まで、九十一番十四、九十三番二十三か ら二十五まで、九十四番十六、百番一から三 まで、百一番一、百二番、百五番一及び三か ら七まで、百六番一から三まで、百七番一か ら七まで、百八番一から三まで、六、八、十 及び十一、百十番一及び三から五まで、百十 一番一及び三から五まで、百十二番一及び二 番一、二及び四から十四まで、百十四番一、 三、四から十八まで、二十から二十三まで及 び二十五から三十まで、百十五番一及び二、 百十六番、百二十番一から三まで、百二十一 番一、二、四及び五、百二十二番一及び四 から十二まで、百八十六番五、六、八及び十三 から十七まで、百八十七番一から六まで、百 八十八番一及び三から六まで、百八十九番一、 二、四から八まで、十一から三十三まで及び 三十五から四十二まで、百九十番一及び三、

斜里郡斜里町	(略)	以久科北、川上、豊倉、美咲及び来運
--------	-----	-------------------

百九十一番一、四及び六、百九十二番一及び
二、百九十三番一から三まで、五及び七から
九まで、百九十四番、百九十四番四から七ま
で、百九十五番一から五まで百九十六番一、
二及び四から七まで、百九十七番一及び三、
百九十八番一から三まで、五、七から九まで
及び十二から二十五まで、百九十九番一、三
及び五から八まで、二百番一、三及び七から
十まで、二百一番一、二、四、六、八、九及
び十一から三十五まで、二百二番一から三ま
で、五、七及び九から十一まで、二百三番、
二百四番、二百四番二、二百五番一及び二、
二百六番並びに二百七番一から十一までを除
く。)